

## 青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画（素案）に対する意見の概要

## 1. 青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画（素案）に対する意見

## (1) 全体として

- ①将来の不確実性を考慮した可能性や含みのある文言にするべき。(石井委員)
- ②「Ⅰ. 自然再生」、「Ⅱ. 跡地の活用」、「Ⅲ. 情報発信」の組み合わせによる環境再生計画であることを明記すべき。(石井委員)
- ③議論された要素は並んでいるが、最大の欠点として確認された精神（コンセプト）とそれに伴う階層構造（優先順位）が抜け落ちている。(井上委員)
- ④全国最大規模の不法投棄からの回復を、ただ回復したということに留めず、付加価値を創出すること、これが最重要な前提であり、精神である。(井上委員)
- ⑤この計画や事業は、行政、国民、民間企業・団体、専門機関などと協力、連携して進めて行くものであり、県はコーディネーター役として、全体的な調整や事業化のための環境整備に取り組むことを積極的に表現し打ち出して行くべきである。(佐々木委員)
- ⑥全体の構成が「自然再生」「地域振興」「情報発信」が均等に並んでいるが、どこに重点を置いているのか分かりづらい。たとえば、面的には「自然再生」を基本にして「地域振興」と「情報発信」をコア部分として配置するなどの考え方のウエイトづけをして表現してはどうか。(佐々木委員)
- ⑦この計画が実施されるのは何年後になるか分からないが、実施される頃にはこの計画に携わった方々はもうそこにはいない。計画に対する行政や我々県民の思いは計画に書かれた文章からでしか伝わらない。素案なので簡潔にということかもしれないが、文章でしか伝えられないことを念頭に置き協議を重ね、次世代に誇れる計画であってほしいと思う。(藤川委員)
- ⑧協議会において協議された事項は漏れなく実施・実現すべき事項として取扱い、優先順位をつけることも一つの選択肢として具体的かつ詳細に計画に盛り込むべき。(松橋委員)

## (2) 施策内容について

## 【自然再生】

(方向性自体を非とする意見は特になし)

## 【跡地の活用】

- ⑨跡地の活用に対して「自然再生」があり、跡地にたつかもしい資料館や博物館も大きな「情報発信の場」であると考えた。よって、施策の内容は「自然再生」と「情報発信」の2つでよい。(藤川委員)

## 【情報発信】

- ⑩水処理施設の用地を買い上げ、既存の駐車場・建屋・装置等をほぼそのままにし、展示・学習の場として県が整備する。整備後は、施設を田子町に移譲し、町または別組織(NPOや外部委託等)が維持管理する。(福士委員)
- ⑪水処理施設が有効活用されるべきで、借用地であるとのことであるが、交渉し、出来るだけ長期にわたって利用できるようにすべきである。(大久保委員)
- ⑫岩手県と連携し、現地に資料展示施設を整備する(不可能であれば、現在の仮設の事務所等を補強・改造して利用する等の手法も考慮する)。(松橋委員)

## 2. 施策の展開手法に関する意見

- ⑬優先順位を明確にすること。(井上委員)
- ⑭第一の付加価値、この現場に於いて人類の財産として周知する手法を最優先にすべきである。そして絶対に譲れない手法である。(井上委員)

### 【自然再生】

- ⑮植樹祭の後にも、維持管理と監視が必要であり、そこには厳重で適切な施策の展開が求められる。そのため、地元との連携をより重視した施策であるよう望まれる。(小田委員)
- ⑯自然再生の手法について、より具体的な方法、将来の維持管理の方法について盛り込むこと。(松橋委員)
- ⑰国内外の植林活動のパイオニアである横浜国立大宮脇名誉教授の指導・助言を受けて実践できたらと願っている。(溝江委員)

### 【跡地の活用】

- ⑱全国公募の提案者以外にも、広く全国から事業提案を受け入れる体制をつくる。(石井委員)
- ⑲民間企業や専門機関の中には、当該地を環境関連技術やシステム、活動の実績や最新情報、取組姿勢のアピールの場として活用する可能性もあると考えられるので、まだ計画が決まっていない現段階からでも、経過状況を積極的に発信しながら、アピールを開始すべきである。また現段階で意欲を持つ企業、団体が現れたら、可能な限り、予約あるいは準備行動を認めて、少しでも早く、動き出しているという発信をすべきである。(佐々木委員)
- ⑳日本の公害跡地活用を参考にして、何をやるかを考えると良い(水俣病の熊本での例など)(西垣委員)

### 【情報発信】

- ㉑できれば、青森・岩手両県の全ての資料を閲覧可能にして欲しい。(石井委員)
- ㉒情報発信活動を継続的に行い、かつ広く関心を集めるために、関連する業界や企業・団体、学会、国民(大人から子供まで)に呼びかけて「県境再生基金」を造成してはどうか。(佐々木委員)
- ㉓全国は当然、世界に発信すべきである。すなわち、日本語版、英語版、フランス語版、ドイツ語版、中国語版、韓国語版、アラビア語版等でのHPを作成して発信すると良い。廃棄物処理の国際会議でもどんどん発表すべきである。(西垣委員)
- ㉔子どもたちの環境保全意識の啓蒙を視野に入れた具体的な施策の検討をお願いしたい。学校教育現場との連携及びそれを構築して施策が大切である。(小田委員)
- ㉕環境教育の場として活用されることを願っている(県内各地域の教育委員会との連携、遠足や郊外学習の場、出前講座の実施、公民館や壽大学での講座など)(藤川委員)

## 3. その他

- ㉖風評被害被害対策給付金債務負担行為額30億円を基金として設立し環境再生等に活用する。(宇藤委員・澤口委員)
- ㉗計画日程については、汚染土壌撤去の有無、原地盤の表面遮水の必要性、水処理の稼働終了時期など不確定要素がある。したがって、今すぐ日程を確定せず、仮の開始年度(例えば、平成25年度)を定めて、それから何年後(前)までという形で計画すればよい。(福士委員)

青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画（素案）に対する各委員意見

|           |       |    |
|-----------|-------|----|
| 石井委員      | ..... | 1  |
| 井上委員      | ..... | 2  |
| 宇藤委員・澤口委員 | ..... | 3  |
| 大久保委員     | ..... | 5  |
| 小田委員      | ..... | 6  |
| 小原委員      | ..... | 7  |
| 佐々木委員     | ..... | 8  |
| 西垣委員      | ..... | 10 |
| 福士委員      | ..... | 11 |
| 藤川委員      | ..... | 12 |
| 松橋委員      | ..... | 13 |
| 溝江委員      | ..... | 15 |

青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画（素案）に対する意見

委員氏名： 石井一英

1. 下記のフレームに入らない意見

(1) 計画書のスタンスとして、将来の不確実性を考慮した可能性や含みのある文言にするべき。将来、実施したい事業、実施すべき事業の発案があったときに、本計画が逆に縛りにならないよう配慮すべき。

(2) 計画論から言うと、資料の「施策の内容（骨格）」と「施策の展開手法（肉付け）」は非常に分かりづらい。例えば、「施策内容」と「実施概要」などと表現する方がよいのではないか？

青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画（素案）に対する意見

1. 全体について

(1) 「Ⅰ. 自然再生」、「Ⅱ. 跡地の活用」、「Ⅲ. 情報発信」の組み合わせによる環境再生計画であることを明記すべき。(今後の具体的な事業は、できることから行っていけば良い)

(2) 跡地の管理について、将来の不法投棄の再発を防止するために、土地の管理主体は青森県が継続的に担うことを明記した方がよい(民間に売却しないということ)

(3) 岩手県側の環境再生計画との関係について、合同で行えるものは行っていく意向であることを記載した方がよい(例えば、資料の展示等は、両県合同で行うなど)

「施策の展開手法」に関する意見

(1) Ⅰ.自然再生について

・周辺森林環境の管理・保全も含めた地域管理につなげていくことが必要(現場のみ特別に管理された森林はかえって不自然)。

(2) Ⅱ.跡地の活用について

・全国公募の提案者以外にも、広く全国から事業提案を受け入れる体制をつくる。

例：HP、新聞等による応募

他部局との連携により、誘致活動を活発に行う(他の誘致活動と一緒に)。など

(3) Ⅲ.情報発信について

・できれば、青森・岩手両県の全ての資料を閲覧可能にして欲しい。

・事前予約があれば、見学者への対応(県職員、又は、ボランティアに依頼)

・定期的に、不法投棄に関するシンポジウム等を行う(他の現場事例の紹介など、他事例ともリンク)。毎年、決まった月の第〇週の土日に設定するなど、このような事案があったことを忘れ去られないようする努力が必要。

青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画（素案）に対する意見

2009年9月18日

委員氏名 井上隆一郎

1. 青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画（素案）に対する意見

- ・ 議論された要素は並んでいる。要約の作業については敬意を表する。
- ・ しかし、最大の欠点として確認された精神（コンセプト）とそれに伴う階層構造（優先順位）が抜け落ちている。
- ・ 全国最大規模の不法投棄からの回復を、ただ回復したということに留めず、付加価値を創出すること、これが最重要な前提であり、精神である。
- ・ 回復過程の経験を、この現場に於いて、国民あるいは人類の財産としていかに周知させていくのか（環境再生の聖地化）、と言う点こそ第一の付加価値の創出である。
- ・ その活動の結果、持続可能社会に関する技術や思想、精神につながることで、これが第二の付加価値の創出である。
- ・ そして、これらが創出されることを通じて、地域振興にも結びついていくこと、これが第三の付加価値の創出である。
- ・ この優先順位を明確にしていなかったため、色々な施策が並列的で形式的にしか見えない。（この結果、熱意が感じられないなどの意見につながる）。

2. 「施策の展開手法」に関する意見

- ・ 優先順位を明確にすること。
- ・ 第一の付加価値、この現場に於いて人類の財産として周知する手法を最優先にすべきである。そして絶対に譲れない手法である。
- ・ 市民参加も周知の手段であり、「教訓継承」、すなわちモニュメントとしての博物館機能や何らかのシンボルの創出はこの手段の最重要なものである。
- ・ 特にモニュメントやシンボルは意識の異なる様々な人が、同じ問題に向き合い、それを共有するための「バウンダリーオブジェクト」として重要で、最優先事項である。
- ・ 現状の「地域振興」カテゴリーは、モニュメント性、シンボル性を持たせて、バウンダリーオブジェクトの1つと考えることもできる。（費用対効果次第）
- ・ 本来の「地域振興」、第一に付加価値の創出に成功すれば、意識的なグリーンツーリズムの活性化などを通じて訪問者の増加により自然にもたらされると考える。

以上。

平成21年9月11日

青森県環境生活部県境再生対策室長 殿

県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

委員 澤 口 博 二  
委員 宇 藤 安 貴 子



青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画（素案）に対する意見について

このことについて、田子町民を代表し、下記のとおり連名で提出します。

記

標記については、平成20年5月、青森県が田子町に対して提出期限を明示して環境再生計画案（意見書）の提出を求めてきた経緯があります。その要請に応えるために田子町においては、急きょ町内の全世帯に対してアンケート調査を実施し、平成20年7月31日から、田子町県境不法投棄原状回復調査協議会の合同ワーキンググループ会議でアンケート調査の集約結果に基づき協議を重ね、それを田子町県境不法投棄原状回復調査協議会に諮った上で意見書の成案を得て、田子町民の総意による環境再生計画（案）として世に問うたところであります。そして、これを田子町の意見書として県に提出し、私たちの意見書が青森県の施策に100%反映されることを当然と期待し、要請してきたところです。

今般、県は田子町で意見書を提出してからすでに1年を経過した今年7月、県の原状回復対策推進協議会に対して、環境再生について素案といわれるものを提案してきました。ところが、その中身は、骨子もなく、田子町の意見書についても一切触れられていない環境再生に向けた方向性すら見えない正に県民、田子町民不在の内容となっております。そしてここに至って、9月に開催予定の県の協議会に向けて、その素案に対する意見を再度提出せよとの要請が9月に入ってからなされるなど、青森県の態様は理解しがたい態様となっております。

先に田子町が集約した意見書は、県の財政事情を十分に考慮した極めて常識的な内容となっており、多分に追加を要する部分があっても、削るところのない計画案であります。いま県のなすべきことは、「何のために、誰のために」環境再生を行うのか、行わなけれ

ばならないのかを十分に理解して、20年8月に提出した田子町の意見書を上回る環境再生案を県の協議会に提案すべきであります。

私たち田子町民が、町の中に産業廃棄物の不法投棄現場を抱えてから10年以上、そして原状回復事業が未だ道半ばである現在、今後原状回復、環境再生事業と引き続く10年におよぶかも知れない長い年月を考えると、地元田子住民が被る損失と迷惑は計り知れないものがあります。

不法投棄事件発覚当時に、時の環境大臣、大木浩氏が田子町の現場を視察した際に、国（県）の非を認めた上で環境再生について、この現場を全国のモデル地区として再生することを田子町民に約束をしました。そのことを私たちは忘れてはいません。県も重く受け止めていたはずですが、このごろになって県は二言目には「財政事情」のことを言いますが、田子町と町民が当初に構想していた再生計画案は、先に提出した意見書の10倍にも及ぶ正にモデル地区にふさわしい壮大なものがありました。町民の中には、国、県が町に与えた損失、迷惑を考えれば当然との意見も多くあったことは事実であります。現下の厳しい国や県の財政事情に鑑み、良識を以て最低限の計画案となったものであることを県は理解すべきであります。

なお意見書（再生計画案）策定の中で、今後県が本事案を推進するための財政措置の考え方についても町の意見を集約しており、そのことを県に申し入れるなど主張していくこととします。それは次のような考え方であります。

産廃特別措置法が施行され、平成24年度原状回復完了までの約10年の中で、風評被害発生時の補償として、県は30億円の債務負担行為を決定しています。幸いにして現時点まで数値で算定される風評被害の発生はなく、債務負担行為に基づく財政支出は行われないまま現在に至っていることは幸運なことであります。この債務負担行為の考え方は、本事件の負の部分の補償するものでありますが、これをプラスの部分即ち、環境再生に導入するという考え方があります。

風評被害の防止は、田子町民の懸命の対策と努力、そして県が施行する原状回復事業への協力と理解によって負担行為ゼロが達成されていると考えています。この債務負担行為を前倒しして、風評被害予防行為として中期5年、長期10年を考えて環境再生を成し遂げようとするものであります。そうすることが、真に日本の将来を描いて見せることになるのだと考えます。風評被害のための債務負担行為額の30億円を、環境再生をも包含した基金として設立し、国民、県民に広く参加（基金拠出）を呼びかけ、県民合意の上で環境再生及び環境対策一般に活用するとすれば、正に明るい青森県の明日が見えてくると考えます。

なお、青森県は環境再生計画を早急に決定され、原状回復事業と同時並行的に施行できるものは先行実施すべきであります。田子町民上げて要望するものであります。

青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画（素案）に対する意見

委員氏名：大久保 勉

青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画（素案）に対する意見

環境再生に関しては、これまで、●県民意向の傾向調査 ●県民ワークショップの開催 ●全国の専門家等からの提案募集 ●本委員会での意見聴取、と膨大なエネルギーが注ぎこまれてきた。

最終的には、県が環境再生計画（案）の策定をするという立場で、果実に例えれば、収穫された果実・加工品の選別・盛り付けの役割を担うべきものであったはずである。

このことを踏まえれば、素案は具体的中身を欠いていると言わざるを得ない。

示された資料6-2素案が、施策内容（骨格）と表現されているが、県の役割は素案の中に経済性や地域性、実現性を加味して、具体化する手法（肉付け）を折り込むことにあると考える。

「施策の展開手法」に関する意見

人里離れた未利用地域であったため不法投棄がなされたこと、跡地は自然再生という観点で、周囲と植生が同じ樹木を植林し、特に活用は考えない。産廃が撤去された時点で、植林がスタートする時、植樹祭のイベントは必要である。

また、教訓の発信としては、水処理施設が有効活用されるべきで、借用地であるとのことであるが、交渉し、出来るだけ長期にわたって利用できるようにすべきである。

環境問題が一層大きく取り上げられることとなるのに、不法投棄現場は森になり、水処理施設跡にモニュメントひとつというのでは、不法投棄に対する不作為、多額の税金投入がかすんでしまい、再生内容としては不十分である。



青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画（素案）に対する意見

委員氏名：小 田 光 子

青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画（素案）に対する意見

I 自然再生について

現場の各条件や将来の維持管理負担経費等までを見据えれば、公園緑地化の整備を行わないのは妥当な判断である。

また、これまでの再生への各アンケート調査の結果から、跡地は元の自然に戻すことが望まれていた。これらのことから自然再生そのものを目的にした環境再生を市民参加の手法も取り入れられて図られることに異存はない。

II 跡地の活用について

現段階では、自然再生による環境再生に向かうことになるので、現場跡地の有効活用については、将来の可能性に向け「検討する」でよい。

III 情報発信について

情報発信の施策については、県財政等の条件面及び情報発信の効果的・効率的手段の活用等を勘案し、検討されたものであると考えられ異存はない。

「施策の展開手法」に関する意見

I 県境不法投棄現場の環境再生に向けた提案の検討を通して、私なりに考えても県財政、現場の状況、県民意向等から、この素案の自然再生による環境再生が最善の施策であるという考えに至る。

よって、展開手法についても、市民参加型の手法がとられ、周辺自然林との調和にとれた広葉樹の植林とすることに同意する。ただ、植樹祭の後にも、維持管理と監視が必要であり、そこには厳重で適切な施策の展開が求められる。そのため、地元との連携をより重視した施策であるよう望まれる。

II ここから発信される情報は、日本最大といわれる不法投棄現場からの環境再生に至るまでの教訓と経験、知恵、技術を継承し、活用されていくことを目的とするものである。それ故、その情報は、大人への発信に止まらず、将来を担う子供たちに発信することの意義が大きいものとする。

そこで、子どもたちの環境保全意識の啓蒙を視野に入れた具体的な施策の検討をお願いしたい。現事案が後世にまで引き継がれていくためには、学校教育現場との連携及びそれを構築して施策が大切ではないだろうか。

青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画（素案）に対する意見

委員氏名： 小 原 豊 明

青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画（素案）に対する意見

前回協議のなかで、素案については骨格的なもので、具体的なものは「施策の展開手法」で協議するとのことであり、素案については今までの協議で詰めてきたものなので特に意見はありません。

「施策の展開手法」に関する意見

「施策の展開手法」については、随時協議し検討できるとのことなので今後の協議会の中で検討し、なんらかの形（協議会の提言等）で意見を盛り込むことができるのであれば現段階において特に意見はございません。

## 青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画（素案）に対する意見

委員氏名：佐々木 俊介

### 1. 青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画（素案）に対する意見

- 現素案は、全体構成としてはよいが、県の立場や財政制約を意識するあまり、打ち出し方がやや消極的で、熱意が伝わりにくくなっているのではないか。
- この環境再生計画や再生事業は、行政（地元自治体を含む）、国民（県民やNPOなど市民グループを含む）、民間企業・団体、専門機関などと協力、連携して進めて行くものであり、青森県はコーディネーター役として、全体的な調整や事業化のための環境整備に取り組むことを、積極的に表現し、打ち出して行くべきである。  
(必ずしも青森県が行う事業を中心にする必要はない)  
・・・「1. 計画の策的にあたって」「2. 計画の位置づけ等」
- 方針等の打ち出しも、将来の状況変化や事業化の進み具合に応じて見直せるように「原則として」という表現を入れながら、現段階の考え方や期待を盛り込むべきである。  
(例えば、関係資料の展示、公開の部分でも、施設の稼働期間や土地の使用貸借の契約による制約の打ち出しが強すぎる。将来的に施設を引き継いだり、土地の新しい使用貸借をする事業者が現れる可能性がないわけではない)
- 全体の構成が「自然再生」「地域振興」「情報発信」が均等に並んでいるが、どこに重点を置いているのか分かりづらい。たとえば、面的には「自然再生」を基本にして「地域振興」と「情報発信」をコア部分として配置するなどの考え方のウエイトづけをして表現してはどうか。
- また、現時点あるいは近い将来にすべてを決めたり、見通しを持ったりすることができないのだから、「将来に託す土地」のように、将来世代や後継者に任せて、世代を超えた取組をアピールするという必要もある。

### 2. 「施策の展開手法」に関する意見

- 民間企業や専門機関の中には、当該地を環境関連技術やシステム、活動の実績や最新情報、取組姿勢のアピールの場として活用する可能性もあると考えられるので、まだ計画が決まっていない現段階からでも、経過状況を積極的に発信しながら、アピールを開始すべきである。大小あるいは専門や市民活動レベルのメディアと提携して、定期的、あるいは特集を組んだりして情報発信することも考えられる。  
普段からの情報発信活動が、この事案の「鮮度」の低下を防ぎ、民間企業などの事業化意欲を高める。

- また現段階で意欲を持つ企業、団体が現れたら、可能な限り、予約あるいは準備行動を認めて、少しでも早く、動き出しているという発信をすべきである。
- 当該地はその性格からして大規模造成をすべきでないから、急傾斜などのために植林も施設整備も困難な場所があると思われる。そこを数年間など期間を限定して、大地を舞台とする彫刻やその他の表現活動の場として無償で提供し、試作や発表の場として活用してもらうという発信の仕方も考えられるのではないか。  
「魅力」のある活動の要素も取り入れるべきだと思う。
- 1. 「全体構成」に関する意見との関連で、当該地を地形、地盤、地山化の順序などで、大まかな「自然再生」「地域振興」「情報発信」の「暫定的」な区画割りしておいてはどうか。条件の変更に柔軟に対応できるようにするために、あまり細かく区画する必要はない。土地の利用希望者のイメージが湧きやすいようにするためである。
- 情報発信活動を継続的に行い、かつ広く関心を集めるために、関連する業界や企業・団体、学会、国民（大人から子供まで）に呼びかけて「県境再生基金」を造成してはどうか。提案募集の中にあつた地域環境ポータルサイトとの連動も考えるべきである。その前提として、「自然再生」や「地域振興」、創造的な「情報発信」活動が継続的に実施されていることが必要である。  
呼びかけの主体は検討しなければならないが、継続的に参加意識を持ってもらうためのひとつの手立てである。

青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画（素案）に対する意見

委員氏名： 西垣 誠

青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画（素案）に対する意見

I. 自然再生について

基本的に素案に賛成である。

II. 跡地の活用

(a) 日本の公害跡地活用を参考にして、何をやるかを考えると良い。

- ① 水俣病の熊本での例
- ② 富山のイタイイタイ病の例
- ③ 足尾銅山の例

これらと今回との本質的な差は、人的被害が生じる前に対策をしたところにある。

(b) 青森、岩手とともに考えてやるべきである。

III. 情報発信

(a) 地元の人々がどのような恐怖感を持ったかが重要であり、それを調査すべきである。

(b) 信頼している地方行政に対して一時的にでも不信感を持った事、そして行政がそれに対して適切な処理をした事を示す。

(c) 人間の心が善でなく悪に走ると、とてつもない事が起こる事を後世に残す方法を考える。

(d) 地域も現在は安全である事を確認するために、馬淵川の他の水系と、対象水系の水質調査を子供たちと何十年も教育システムを作る事は大切である。

(e) 不法投棄がなぜ生じたかを真摯に反省して、吉野作造の足尾銅山の例のように、全国は当然、世界に発信すべきである。すなわち、日本語版、英語版、フランス語版、ドイツ語版、中国語版、韓国語版、アラビア語版等での HP を作成して発信すると良い。廃棄物処理の国際会議でもどんどん発表すべきである。

(f) 心配は、地元の方々がそれを（全国や全世界に発信する事を）望むかどうかである。地元の農作物であるニンニクや牛肉の出荷に対して、風評被害が生じるかもしれないためである。

(g) 地元の住民と話し合っって結論を出して欲しい。

「施策の展開手法」に関する意見

## 再生計画（素案）に対する意見

八戸工業大学 福士憲一

### ○計画素案に対する意見

Ⅲ情報発信のうち、水処理施設については、本事案の全国的な「知名度」、情報を後世に発信すべきこと、および「負の遺産」を乗り越えた地域振興の必要性などを考えれば、下記のようにより積極的な活用を図るべきと考える。

- ・水処理施設の用地を買い上げ、既存の駐車場・建屋・装置等をほぼそのままにし、展示・学習の場として県が整備する。
- ・整備後は、施設を田子町に移譲し、町または別組織（NPO や外部委託等）が維持管理する。
- ・ただし、現在の状況のままでは来客数を多く見込めないため、町全体として何らかの総合的な施策や工夫を行うことが前提となる。
- ・なお、浸出水貯留池については、雨水調整池の補助的な役割も考えられるが、ほかに形態と構造を活かした活用方法も検討すべきである。

### ○展開手法に関する意見

- ・現素案のような形のままでは議論・検討しづらい。実施計画・設計レベルまでは不要であるが、計画の骨格に係わる最低限必要事項を協議会で抽出して協議決定すべきである。
- ・計画日程については、汚染土壌撤去の有無、原地盤の表面遮水の必要性、水処理の稼働終了時期など不確定要素がある。したがって、今すぐ日程を確定せずに、仮の開始年度（例えば、平成25年度）を定めて、それから何年後（前）までという形で計画すればよい。

藤川あきつ

このたび、公募により委員を務めさせていただきますが、19日は会議を所用により欠席いたします。これまでの委員の皆様の見解も拝聴しておらず、資料を読んだだけの、意見というより感想です。よろしくお願いします。

## I 青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画（素案）に対する意見

素案の1, 2に関しては理念ともいうべきもので依存はないのですが、3の施策内容の各項目についての記述があまりにも簡潔しすぎて、これでは協議する必要があるでないような最終決定のように思えました。

協議すべき内容ですので、全国公募の事例や協議委員や地元の意見も入れた内容にし、その中で重複するものは削り、取り入れるべきものは取り入れ、誰が読んでも具体的な計画がわかるような内容にさせていただきたいと思います。

この計画が実施されるのは何年後になるか分かりませんが、実施される頃にはこの計画に携わった方々はもうそこにはいらっしゃらないでしょう。計画に対する行政や我々県民の思いは計画に書かれた文章からでしか伝わりません。素案なので簡潔にということかもしれませんが、文章でしか伝えられないことを念頭に置き協議を重ね、次世代に誇れる計画であってほしいと思いました。

「跡地の活用」という項目がありますが、跡地の活用に対して「自然再生」があり、跡地にたつかもしれない資料館や博物館も大きな「情報発信の場」と考えました。よって、施策の内容は「自然再生」と「情報発信」の2つでよいと思います。

## II 「施策の展開方法」に関する意見

環境教育の場として活用されることを願っています。そのためにも県南に限らず県内各地域の教育委員会と連携することも大事だと思います。遠足や郊外学習の場として来ていただく。来られなければ、出前講座として学校に赴き、DVDを見てもらい、環境のことを話し合ってもらおうということは可能ではないでしょうか。学校だけでなく、公民館や壽大学での講座も可能です。

また、県民への周知のために6月5日の「環境の日」か6月の環境月間期間中に、県内で開催される環境イベントにパネル展示やパンフレット配布、現地への見学会を行うこともできます。とにかく、青森県と岩手県で起きた日本最大規模の不法投棄という出来事を風物化させてはいけない、忘れられてはいけないと考えます。そのためにはアーカイブも教育もイベントも大切です。計画としては考えられるだけの例を提示し、計画が実行に移されるとき、その時の情勢に応じて実行する際の判断材料になればよいのではないかと思います。

青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画(素案)に対する意見

- 県の示された計画(素案)は、その内容からして、構想若しくは骨子の提示であると認識しています。県が策定される最終的な計画においては、計画策定に至る背景を踏まえ、その崇高なる目的と、その実施段階の具体的かつ詳細な方法が盛り込まれるべきです。  
なお、今後の県の財政事情により、実施の段階ではその増減等の変更の可能性はあっても、計画に盛り込まれていないものが予算化・具現化されることは極めて難しいことは、当然予想されます。従って、すべてが実施可能かどうかは別として、県の構想、田子町の意見、青森県の県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会において提案された事項は、漏れなく実施・実現すべき事項として取り扱い、優先順位をつけることも一つの選択肢として具体的かつ詳細に計画に盛り込むことを要望します。
- 同様の趣旨で、素案の「2. 計画の位置付け」では、「(2) 施策の事業化にあたっては、その詳細を別途、検討するものとする。」となっていますが、計画の策定及び実施主体は県であるとはいえ、本事案の経緯からすれば、その計画内容と事業実施方法は、田子町の意見、青森県の県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会において協議された事項に基づいて策定及び実施されるべきで、実施段階の詳細が現時点から県に委ねられるのは適切でないと考えます。
- 「資料展示施設を浸出水処理施設を活用した施設稼働期間とする」となっていることについては、廃棄物等の全量撤去後の必要稼働期間が今後数十年にわたる前提ならば異存はありませんが、数年間のレベルとなるとすれば、本事案の継続的な将来にわたっての情報発信機能の発揮とともに、その目的を達することはできないと考えます。したがって、従前から田子町の意見・要望で申し上げてきたように、岩手県と連携し、現地にそのような施設を整備すべきです。  
仮にハード事業がどうしても不可能とあらば、現時点で撤去作業実施のための仮設の事務所等を現時点から補強・改造して利用する等の手法も考慮すべきではないでしょうか。作業道の整備などについても同様に事前に着手できるはずです。
- 通常このような計画においては、実施のスケジュールや年度ごとの目標工程が示されるべきものでありますが、この点について素案段階では欠落しています。本計画においてはきちんとスケジュールが盛り込まれるべきと考えます。



## 「施策の展開手法」に関する意見

- 当町では、平成20年8月29日付けで、青森県知事に「青森県の県境不法投棄現場の環境再生計画策定における田子町の集約した意見について」を提出しており、ここに具体的かつ詳細な自然再生の手法の一例を示しています。提出から1年以上を経過し、県におかれましては、当然ながら相当な検討を行ってこられたと考えておりますが、策定される計画については、この提出した意見の内容以上に、技術的な検討が加えられ、より具体的な方法、例えば、植栽可能な現地にするべく事前の客土などによる環境修復、具体的な自然林再生の方法及び将来の維持管理の方法などについて盛り込んでいただくことを要望します。
- なお、計画の実施段階において、田子町としても連携と協力をするため、自然林の再生に必要な植栽する広葉樹のポット苗木を約3万～3万5千本養成し、平成23年度末までにそれを県に譲渡したいと、今年度から事業を進めていることを申し添えます。

青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画（素案）に対する意見

委員氏名：溝 江 康 徳

青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画（素案）に対する意見

I 自然再生

素晴らしい素案である。植林活動は「青い森」の象徴であり、環境再生の原点の活動である。国内外の植林活動のパイオニアである横浜国立大宮脇名誉教授の指導・助言を受けて実践できたらと願っている。

II 跡地の活用

特になし。

III 情報発信について

インターネット活用策の一つとして、学校現場での指導に役立てる資料を提供するようにする。

「施策の展開手法」に関する意見

I 自然再生

よき活動に広く県民が参加できるように広く県民を募って有志のボランティア活動として実施すべきである。また、活動後の全体像及び実現までのおおよそのタイムスケジュールを作成したいものである。

II 跡地の活用

特になし。

III 情報発信について

“百聞は一見にしかず”である。現在行っている出前講座・不法投棄現場見学、処理施設見学の継続を希望する。